

平成27年産 水稲被害申告の受付について

今年度の被害申告の「受付・損害評価」を下記のとおり4回予定しております。

病虫害・鳥獣害等で水田1枚に3割以上（5割補償を選択された場合は5割）の減収になるとと思われる加入者の方は、8月上旬に配付される損害評価野帳に必要事項を記入し、下記の損害評価野帳の提出期間に受付場所へ提出して下さい。

記

○被害申告期限・現地調査日○

	損害評価野帳の提出日	現地調査日
第1回	～ 8月31日 の午後3時まで	9月 2日（水） に評価
第2回	9月 1日 ～ 9月 7日 の午後3時まで	9月 9日（水） に評価
第3回	9月 8日 ～ 9月14日 の午後3時まで	9月16日（水） に評価
第4回	9月15日 ～ 9月18日 の午後3時まで	9月24日（木） に評価

○損害評価野帳の配布先及び受付場所○

地 区	損害評価野帳の配布先及び受付場所
東濃西部	市役所、事務所（対象外あり）、支所、コミュニティーセンター
旧恵那市	JAひがしみの各支店、営業所、恵那アグリセンター、各振興事務所
恵那市南部	各振興事務所、恵南アグリセンター
旧中津川市	JAひがしみの各支店、営業所、中津川アグリセンター、各地域事務所
加子母・付知・福岡	各総合事務所、JAひがしみの経済センター（加子母・付知のみ）、恵那北アグリセンター
坂下・川上・蛭川・山口	各総合事務所

その他

立札は、田んぼの進入口の良く見える場所に立ててください。

稲刈り予定日が変更になる場合は下記まで連絡してください。

申告の稲刈り予定日から適切な評価日を設定します。
（稲刈り予定日に近い評価日に評価を行います。）

評価が完了した目印として、立札に青いテープを巻きます。

被害状況によっては、実測調査する場合があります。

記入方法等については8月上旬に配付の「広報NOSA Iとうのう」8月号に掲載しています。

問い合わせ：NOSAI東濃 農作物係

0120-49-8805